

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十一年十一月二日

広島県西部農林水産事務所長 吉野栄作

事業主体		大崎上島町	
地区名	本郷地区	事業名	区画整理事業
完了年月日	平成四年三月二七日		
			平成一九年一月三〇日